

(2) 個人市民税

ア 個人市民税を納める人（納税義務者）	P.3
イ 市民税が課税されない人	P.4
ウ 税額の算出方法	P.5
エ 所得金額の計算	P.6
オ 所得控除の種類	P.11
カ 税額控除	P.16
キ 課税の特例について	P.19
ク 納税の方法	P.21
ケ 申告	P.23
コ 個人市民税の減免について	P.23

ア 個人市民税を納める人（納税義務者）

個人市民税は、原則、前年中（1月1日～12月31日）に所得があった人に翌年課税されるもので、一定の所得のある方に一定の税額で課税される「均等割」と所得に応じて課税される「所得割」とがあり、市は個人市民税を賦課し徴収する際に、道民税及び森林環境税も賦課し徴収しております。均等割が課税されない方については、森林環境税も課税されません（税法上の扶養者がいる場合を除く）。

納税義務者	納めるべき市民税		
	均等割	所得割	森林環境税
1月1日現在石狩市内に住所がある人	○	○	○
市内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷のある人	○	—	—

イ 市民税が課税されない人

均等割 森林環境税の 非課税基準 ※均等割が非課税 であれば、所得 割も非課税とな ります。	<ul style="list-style-type: none"> その年の1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人（医療扶助や教育扶助等の生活扶助以外の扶助を受けているだけでは非課税となりません。） その年の1月1日現在で本人が未成年者または障がい者等（障がい者、ひとり親または寡婦 P.13参照） 前年の合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の人 $28万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10万円 + 17万円$※ ※17万円の加算は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に限り適用されます。また、扶養親族の数には16歳未満の年少扶養親族の人数を含みます。 ※森林環境税は上記の算出式の17万円を16.8万円に置き換えて計算します。 <p>《上記計算式より求めた限度額の一覧表》 （単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養人数</th> <th rowspan="2">所得</th> <th rowspan="2">給与収入</th> <th colspan="2">年金収入</th> </tr> <tr> <th>65歳未満</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>380,000</td> <td>930,000</td> <td>980,000</td> <td>1,480,000</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>830,000 (828,000)</td> <td>1,380,000 (1,378,000)</td> <td>1,473,334 (1,470,667)</td> <td>1,930,000 (1,928,000)</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>1,110,000 (1,108,000)</td> <td>1,683,999</td> <td>1,846,667 (1,470,667)</td> <td>2,210,000 (2,208,000)</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,390,000 (1,388,000)</td> <td>2,103,999 (2,099,999)</td> <td>2,220,001 (2,217,334)</td> <td>2,490,000 (2,488,000)</td> </tr> <tr> <td>本人が 障がい者等</td> <td>1,350,000</td> <td>2,043,999</td> <td>2,166,667</td> <td>2,450,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※扶養4人以上の場合は省略しています。 ※扶養者がいる場合の森林環境税の限度額はかっこ書きの金額となります。</p>	扶養人数	所得	給与収入	年金収入		65歳未満	65歳以上	0人	380,000	930,000	980,000	1,480,000	1人	830,000 (828,000)	1,380,000 (1,378,000)	1,473,334 (1,470,667)	1,930,000 (1,928,000)	2人	1,110,000 (1,108,000)	1,683,999	1,846,667 (1,470,667)	2,210,000 (2,208,000)	3人	1,390,000 (1,388,000)	2,103,999 (2,099,999)	2,220,001 (2,217,334)	2,490,000 (2,488,000)	本人が 障がい者等	1,350,000	2,043,999	2,166,667	2,450,000
	扶養人数				所得	給与収入	年金収入																										
65歳未満		65歳以上																															
0人	380,000	930,000	980,000	1,480,000																													
1人	830,000 (828,000)	1,380,000 (1,378,000)	1,473,334 (1,470,667)	1,930,000 (1,928,000)																													
2人	1,110,000 (1,108,000)	1,683,999	1,846,667 (1,470,667)	2,210,000 (2,208,000)																													
3人	1,390,000 (1,388,000)	2,103,999 (2,099,999)	2,220,001 (2,217,334)	2,490,000 (2,488,000)																													
本人が 障がい者等	1,350,000	2,043,999	2,166,667	2,450,000																													
所得割 非課税基準	<ul style="list-style-type: none"> 前年の総所得金額等の金額が、次の計算式で求めた金額以下の人 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10万円 + 32万円$※ ※32万円の加算は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に限り適用されます。また、扶養親族の数には16歳未満の年少扶養親族の人数を含みます。 <p>《上記計算式より求めた限度額の一覧表》 （単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養人数</th> <th rowspan="2">所得</th> <th rowspan="2">給与収入</th> <th colspan="2">年金収入</th> </tr> <tr> <th>65歳未満</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>450,000</td> <td>1,000,000</td> <td>1,050,000</td> <td>1,550,000</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>1,120,000</td> <td>1,700,000</td> <td>1,860,000</td> <td>2,220,000</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>1,470,000</td> <td>2,215,999</td> <td>2,326,667</td> <td>2,570,000</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,820,000</td> <td>2,715,999</td> <td>2,793,334</td> <td>2,920,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※扶養4人以上の場合は省略しています。</p>	扶養人数	所得	給与収入	年金収入		65歳未満	65歳以上	0人	450,000	1,000,000	1,050,000	1,550,000	1人	1,120,000	1,700,000	1,860,000	2,220,000	2人	1,470,000	2,215,999	2,326,667	2,570,000	3人	1,820,000	2,715,999	2,793,334	2,920,000					
扶養人数	所得				給与収入	年金収入																											
		65歳未満	65歳以上																														
0人	450,000	1,000,000	1,050,000	1,550,000																													
1人	1,120,000	1,700,000	1,860,000	2,220,000																													
2人	1,470,000	2,215,999	2,326,667	2,570,000																													
3人	1,820,000	2,715,999	2,793,334	2,920,000																													

〈課税の有無と扶養の可否〉

例えば、パート・アルバイトで収入がある場合で、基礎控除以外の所得控除のない方が非課税となる範囲及び税法上の被扶養者になれる範囲は下記の通りです。

令和5年中の給与収入	市民税・道民税・森林環境税		所得税	被扶養者
	均等割・森林環境税	所得割		
93万円以下	かからない			なれる
93万円超～ 100万円以下	かかる	かからない		
100万円超～ 103万円以下	かかる		かからない	
103万円超	かかる			なれない

※この事例の所得控除は基礎控除のみで設定しています。

ウ 税額の算出方法

種類	税額
均等割	市民税 3,000円、道民税 1,000円
所得割	$\text{所得割額} = \frac{\text{課税総所得金額}}{\text{総所得金額} - \text{所得控除額}} \times \text{税率} - \text{税額控除額}$ <p style="text-align: center;"> ↓ P.6～8 ↓ P.11～15 ↓ P.16～18 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得 ・ 年金雑所得 ・ 医療費控除 ・ 社会保険料控除 ・ 住宅借入金等特別税額控除 ・ 寄附金税額控除 など
森林環境税	1,000円

エ 所得金額の計算

所得割の税額計算の基礎は所得金額です。所得金額は、所得の種類に応じて、前年中の収入金額から必要経費を差し引いて計算されます。

なお、個人市民税は、前年中の所得を基準として計算されますので、例えば令和6年度の個人市民税では、令和5年中の所得金額が基準となります。

(ア) 所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金等の利子	収入金額 = 利子所得の金額
2	配当所得	株式や出資の配当等	収入金額 - 株式等の元本取得のために要した負債の利子 = 配当所得の金額
3	不動産所得	地代、家賃、権利金等	総収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	総収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
5	給与所得	給与、賞与、賃金等	収入金額 - 給与所得控除額または特定支出控除額 = 給与所得の金額 → P.7参照
6	退職所得	退職金、一時恩給等	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額*
7	山林所得	山林を売った場合に生じる所得	総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 山林所得の金額*
8	譲渡所得	土地・建物等の資産を売った場合に生じる所得	総収入金額 - (資産の取得価額・譲渡費用等の経費) - 特別控除額 = 譲渡所得の金額*
9	一時所得	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金等一時的に生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 一時所得の金額
10	雑所得	公的年金、原稿料等の所得にあてはまらない所得や本業とは別の副業や兼業の所得	次の①と②の合計額 = 雑所得の金額 ① 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 → P.8参照 ② ①を除く雑所得の総収入金額 - 必要経費

※「退職所得」や「山林所得」、土地・建物等の「譲渡所得」については、課税方法・税率が異なります。詳しくはP.19~20を参照ください。

(イ) 非課税所得について

次のような所得は、収入金額にかかわらず非課税とされていることから、個人市民税の課税対象とはなりません。

<代表的な非課税所得>

- 傷病者や遺族等が受け取る恩給や年金（いわゆる障害年金や遺族年金）
- 給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤距離に応じ、一定の限度額までとなります）
- 損害保険金、損害賠償金、慰謝料等
- 雇用保険失業給付（いわゆる失業保険）
- 災害支援金、災害見舞金

(ウ) 給与所得について

給与所得は、必要経費にかわるものとして、次の表のとおり給与収入金額に応じた給与所得控除額を、給与収入金額から差し引いて求めます。

$$\text{給与所得} = \text{給与収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

給与所得額の簡易計算表（速算表）

給与収入金額	所得金額	
～ 550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額 - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷ 4 (千円未満の端数切捨) = _____,000円・・・A	A × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円		A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円（1円未満の端数切捨）	
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円 ※一定の条件満たす場合には所得金額調整控除が適用されます	

(工) 公的年金等の所得について

公的年金等の所得は、次の表のとおり公的年金等の収入金額の合計額に応じた公的年金等控除額を、公的年金収入金額から差し引いて求めます。

$$\text{雑所得（公的年金）の金額} = \text{公的年金収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

公的年金等所得額の簡易計算表（令和6年度用の速算表）

●65歳未満（S34.1.2以後に生まれた方）※1円未満の端数切捨

公的年金等の 収入金額の合計額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
～1,299,999 円	収入金額 - 600,000 円	収入金額 - 500,000 円	収入金額 - 400,000 円
1,300,000 円～ 4,099,999 円	収入金額 × 0.75 - 275,000 円	収入金額 × 0.75 - 175,000 円	収入金額 × 0.75 - 75,000 円
4,100,000 円～ 7,699,999 円	収入金額 × 0.85 - 685,000 円	収入金額 × 0.85 - 585,000 円	収入金額 × 0.85 - 485,000 円
7,700,000 円～ 9,999,999 円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000 円
10,000,000 円～	収入金額 - 1,955,000 円	収入金額 - 1,855,000 円	収入金額 - 1,755,000 円

※給与所得及び公的年金雑所得があり一定の条件を満たす場合には所得金額調整控除（P.9 参照）が適用されます

●65歳以上（S34.1.1以前に生まれた方）※1円未満の端数切捨

公的年金等の 収入金額の合計額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
～3,299,999 円	収入金額 - 1,100,000 円	収入金額 - 1,000,000 円	収入金額 - 900,000 円
3,300,000 円～ 4,099,999 円	収入金額 × 0.75 - 275,000 円	収入金額 × 0.75 - 175,000 円	収入金額 × 0.75 - 75,000 円
4,100,000 円～ 7,699,999 円	収入金額 × 0.85 - 685,000 円	収入金額 × 0.85 - 585,000 円	収入金額 × 0.85 - 485,000 円
7,700,000 円～ 9,999,999 円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000 円
10,000,000 円～	収入金額 - 1,955,000 円	収入金額 - 1,855,000 円	収入金額 - 1,755,000 円

※給与所得及び公的年金雑所得があり一定の条件を満たす場合には所得金額調整控除（P.9 参照）が適用されます

(オ) 所得金額調整控除について

次の①、②に該当する場合には、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。両方に該当する場合は①の控除後に②の金額を控除します

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- 本人が特別障害者に該当する
- 年齢が23歳未満の扶養親族がいる
- 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

$$\text{所得金額調整控除} = \left[\begin{array}{l} \text{給与の収入額金額} \\ \text{(1,000万円超の場合は1,000万円)} \end{array} - 850 \text{万円} \right] \times 10\%$$

※1円未満の端数がある場合にはその端数を切り上げます

②給与所得及び公的年金等に係る雑所得（年金所得）の双方の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除} = \left[\begin{array}{l} \text{給与所得} + \text{年金所得} \\ \text{(10万円を超える場合は10万円)} \quad \text{(10万円を超える場合は10万円)} \end{array} \right] - 10 \text{万円}$$

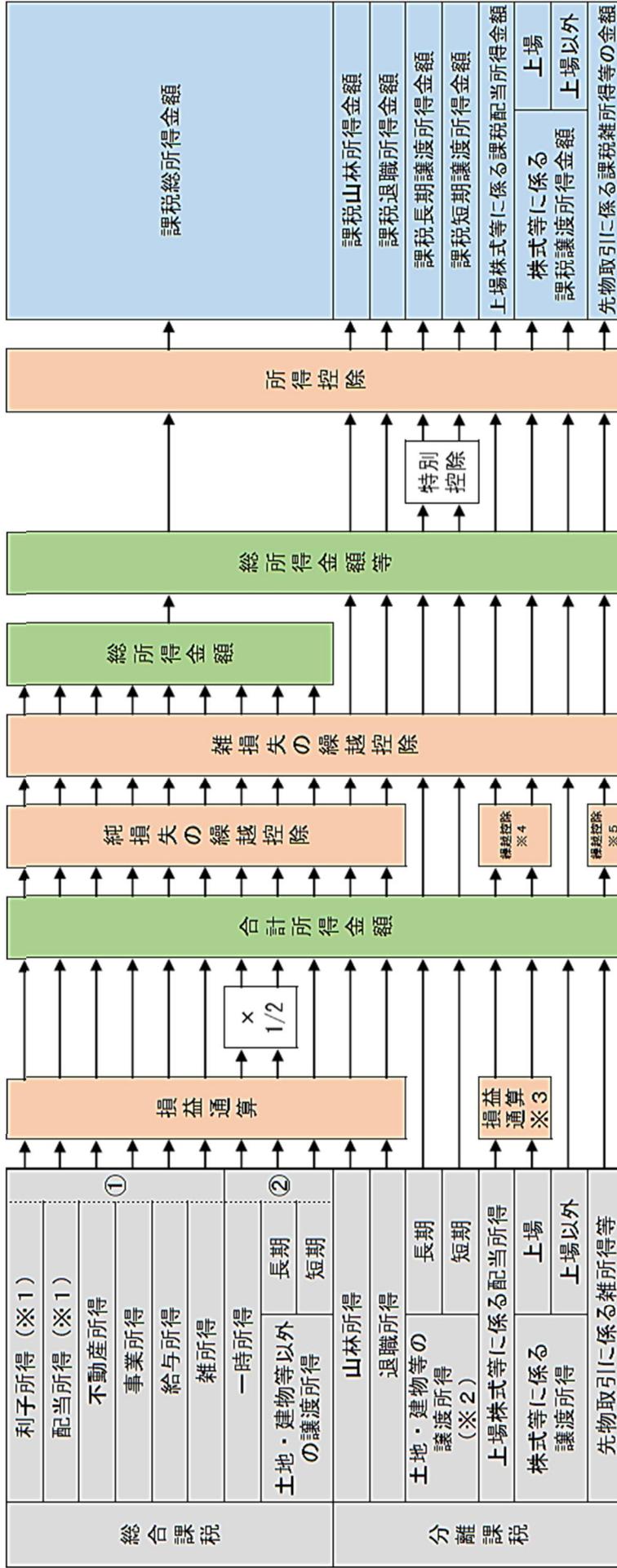
(カ) 合計所得金額、総所得金額、総所得金額等について

個人市民税の計算に用いられるものとして「合計所得金額」、「総所得金額」、「総所得金額等」があります。いずれも所得の合計額を示す言葉ですが、税法上では意味合いが異なり、まとめると下記のとおりとなります。

合計所得金額	純損失・雑損失の繰越控除前の「総所得金額等」
総所得金額	純損失・雑損失の繰越控除後の「総合所得」 ※総合所得 利子所得 + 配当所得 + 不動産所得 + 事業所得 + 給与所得 + 雑所得 + 一時所得 + 土地・建物等以外の譲渡所得
総所得金額等	純損失・雑損失の繰越控除後の「総合所得 + 分離所得」 ※分離所得 土地・建物等の譲渡所得 + 上場株式等に係る配当所得 + 株式等に係る譲渡所得 + 先物取引に係る雑所得等 + 山林所得 + 退職所得

「合計所得金額」、「総所得金額」、「総所得金額等」の関係図にあつては、次のページを参照してください。

合計所得金額、総所得金額、総所得金額等の関係図



※1 源泉分離課税の適用を受けているものを除く。
 ※2 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除の適用を受けることができる。
 ※3 上場株式等に係る譲渡損失が生じた場合は、その年分の上場株式等に係る配当所得と損益通算ができる。
 ※4 過去3年間で※3にて控除しきれない損失がある場合は、繰越控除ができる。
 ※5 過去3年間で先物取引に係る雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除ができる。

【合計所得金額で判定するもの】

- ・均等割の非課税限度額
- ・障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の非課税限度額
- ・扶養控除、配偶者特別控除の所得判定
- ・配偶者特別控除の所得1,000万円超の判定
- ・寡婦、ひとり親控除の所得要件(500万円以下)の判定

【総所得金額等で判定するもの】

- ・所得割の非課税限度額
- ・雑損控除
- ・医療費控除
- ・寄附金控除

オ 所得控除の種類

所得控除は、災害や病気等による出費があるかどうか、配偶者や親族を扶養しているかどうか等、納税義務者の個人的な負担や事情を考慮するものであり、所得金額から所得控除額を差し引くことで、税金の計算に反映させて課税対象となる所得金額を減らせるものです。

控除の種類と控除額は下記の通りです。

種 類		控 除 額
1	雑損控除	前年中に災害等により資産について損失を受けた場合、次のいずれか多い金額 ①(損失の金額-保険等により補填された額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出の金額 - 5万円
2	医療費控除	次のいずれかを選択 ①従来の医療費控除(控除限度額 200万円) 前年中に納税義務者や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 (医療費-保険等により補填された額) - {(総所得金額等×5%)または10万円のいずれか低い額} ③ セルフメディケーション税制【医療費特例控除】(控除限度額88,000円) 前年中に健康の維持増進及び疾病の予防の取組として一定の取組 ^{※1} を行った納税義務者が、納税義務者や生計を一にする親族のためにスイッチOTC医薬品 ^{※2} を購入した場合 (医薬品購入額-保険等により補填された額) - 12,000円 ※1 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診 ※2 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品 対象となる医薬品の多くに  のマークがついています。
3	社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、その他社会保険等の任意継続保険料)を支払った場合、その支払額の金額
4	小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済法による契約の掛金(旧第二種共済契約を除く。)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合、その支払額の金額

種 類		控 除 額																
5★	生命保険料 控 除	前年中に生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を支払った場合、下記①②③の順に算出した額																
		① <u>旧契約（平成23年12月31日以前の保険契約）</u>																
		a 生命保険料、 b 個人年金保険料	} それぞれを下記のとおり算出															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1円～15,000円</td> <td>保険料支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>保険料支払額 × 0.5 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>保険料支払額 × 0.25 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円～</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>		保険料支払額	控除額	1円～15,000円	保険料支払額の全額	15,001円～40,000円	保険料支払額 × 0.5 + 7,500円	40,001円～70,000円	保険料支払額 × 0.25 + 17,500円	70,001円～	35,000円					
		保険料支払額	控除額															
		1円～15,000円	保険料支払額の全額															
		15,001円～40,000円	保険料支払額 × 0.5 + 7,500円															
		40,001円～70,000円	保険料支払額 × 0.25 + 17,500円															
		70,001円～	35,000円															
		② <u>新契約（平成24年1月1日以降の保険契約）</u>																
c 生命保険料 d 個人年金保険料 e 介護医療保険料	} それぞれを下記のとおり算出																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1円～12,000円</td> <td>保険料支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>保険料支払額 × 0.5 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>保険料支払額 × 0.25 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>		保険料支払額	控除額	1円～12,000円	保険料支払額の全額	12,001円～32,000円	保険料支払額 × 0.5 + 6,000円	32,001円～56,000円	保険料支払額 × 0.25 + 14,000円	56,001円～	28,000円							
保険料支払額	控除額																	
1円～12,000円	保険料支払額の全額																	
12,001円～32,000円	保険料支払額 × 0.5 + 6,000円																	
32,001円～56,000円	保険料支払額 × 0.25 + 14,000円																	
56,001円～	28,000円																	
③ ①・②で算出した額の合計【(a+c) + (b+d) + e】が所得控除額になります。ただし、それぞれ下記の上限額があり、また合計にも上限額があります。（上限70,000円）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧契約のみ</th> <th>新契約のみ</th> <th>両方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生命保険料</td> <td>35,000円(a)</td> <td>28,000円(c)</td> <td>28,000円(a+c)</td> </tr> <tr> <td>個人年金保険料</td> <td>35,000円(b)</td> <td>28,000円(d)</td> <td>28,000円(b+d)</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料</td> <td>—</td> <td>28,000円(e)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			旧契約のみ	新契約のみ	両方	生命保険料	35,000円(a)	28,000円(c)	28,000円(a+c)	個人年金保険料	35,000円(b)	28,000円(d)	28,000円(b+d)	介護医療保険料	—	28,000円(e)	—	
	旧契約のみ	新契約のみ	両方															
生命保険料	35,000円(a)	28,000円(c)	28,000円(a+c)															
個人年金保険料	35,000円(b)	28,000円(d)	28,000円(b+d)															
介護医療保険料	—	28,000円(e)	—															
6★	地震保険料 控 除	前年中に地震保険料や旧長期損害保険料を支払った場合																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険料</td> <td>50,001円～50,000円</td> <td>支払額 × 0.5</td> </tr> <tr> <td>50,001円～</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期損害 保険料</td> <td>50,000円～15,000円</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払額 × 0.5 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>			保険料支払額	控除額	地震保険料	50,001円～50,000円	支払額 × 0.5	50,001円～	25,000円	旧長期損害 保険料	50,000円～15,000円	支払額の全額	5,001円～15,000円	支払額 × 0.5 + 2,500円	15,001円～	10,000円
			保険料支払額	控除額														
		地震保険料	50,001円～50,000円	支払額 × 0.5														
			50,001円～	25,000円														
		旧長期損害 保険料	50,000円～15,000円	支払額の全額														
5,001円～15,000円	支払額 × 0.5 + 2,500円																	
15,001円～	10,000円																	
地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払った場合は上記表で算出した額の合計額（限度額25,000円）が控除額になります。																		

種 類		控 除 額												
7☆	障害者控除	<p>① 障がい者である納税義務者、同一生計配偶者、扶養親族1人につき26万円ただし、その障がい者が特別障害者に該当する場合…30万円</p> <p>② 同一生計配偶者または扶養親族が、納税義務者または納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である場合…53万円</p> <p>※障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害者控除の対象</th> <th>特別障害者控除の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳3級～6級</td> <td>身体障害者手帳1級・2級</td> </tr> <tr> <td>療育手帳B</td> <td>療育手帳A</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳2級・3級</td> <td>精神障害者保健福祉手帳1級</td> </tr> </tbody> </table> <p>※要介護認定（要介護1～5）を受けている65歳以上の方で、心身の状況により高齢者支援課から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた場合も障害者控除または特別障害者控除の適用を受けることができます。</p> <p>〈障害者控除対象者認定書の発行に関してのお問い合わせ先〉 高齢者支援課 TEL：0133-72-7017</p>	障害者控除の対象	特別障害者控除の対象	身体障害者手帳3級～6級	身体障害者手帳1級・2級	療育手帳B	療育手帳A	精神障害者保健福祉手帳2級・3級	精神障害者保健福祉手帳1級				
		障害者控除の対象	特別障害者控除の対象											
身体障害者手帳3級～6級	身体障害者手帳1級・2級													
療育手帳B	療育手帳A													
精神障害者保健福祉手帳2級・3級	精神障害者保健福祉手帳1級													
8☆	寡婦控除 ひとり親控除	<p>納税義務者が寡婦またはひとり親である場合で下記の要件を満たす場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>要件</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 納税義務者の合計所得金額が500万円以下であること 本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと※ <p>※本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次の人を言います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人が住民票に世帯主と記載されている場合、同一世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫または未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされた人 本人以外が住民票に世帯主と記載されている場合、住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫または未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされている人 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>寡婦</td> <td> <p>共通要件に加えて、下記のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫と死別した方、または夫の生死が不明な方 夫と離婚した方で扶養親族を有する方 </td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親</td> <td> <p>共通要件に加えて、現に婚姻されていない方または配偶者の生死が不明な方で、生計を一にする子（総所得金額48万円以下に限る。）を有すること</p> </td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>		要件	控除額	共通要件	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者の合計所得金額が500万円以下であること 本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと※ <p>※本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次の人を言います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人が住民票に世帯主と記載されている場合、同一世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫または未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされた人 本人以外が住民票に世帯主と記載されている場合、住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫または未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされている人 		寡婦	<p>共通要件に加えて、下記のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫と死別した方、または夫の生死が不明な方 夫と離婚した方で扶養親族を有する方 	26万円	ひとり親	<p>共通要件に加えて、現に婚姻されていない方または配偶者の生死が不明な方で、生計を一にする子（総所得金額48万円以下に限る。）を有すること</p>	30万円
			要件	控除額										
		共通要件	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者の合計所得金額が500万円以下であること 本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと※ <p>※本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次の人を言います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人が住民票に世帯主と記載されている場合、同一世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫または未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされた人 本人以外が住民票に世帯主と記載されている場合、住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫または未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされている人 											
		寡婦	<p>共通要件に加えて、下記のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫と死別した方、または夫の生死が不明な方 夫と離婚した方で扶養親族を有する方 	26万円										
ひとり親	<p>共通要件に加えて、現に婚姻されていない方または配偶者の生死が不明な方で、生計を一にする子（総所得金額48万円以下に限る。）を有すること</p>	30万円												
9☆	勤労学生控除	<p>納税義務者が学生で、前年の合計所得金額が75万円以下、かつ給与所得以外の所得金額が10万円以下の場合…26万円</p> <p>※勤労学生控除には年齢制限の要件はありません。</p>												

種 類		控 除 額						
10 ☆	配偶者控除 及び 配偶者特別控除	納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であり、生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族または事業専従者を除く)の合計所得が下表にあてはまる場合						
				納税義務者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与等の収入金額)			扶養 該当	
		配偶者の合計所得金額		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)		
		配偶者控除	一般控除対象配偶者 (S29.1.2以降生まれ)	48万円 以下	33万円	22万円	11万円	○
			老人控除対象配偶者 (S29.1.1以降生まれ)		38万円	26万円	13万円	○
		配偶者特別控除	148万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円	×
			100万円超105万円以下		31万円	21万円		×
			105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円	×
			110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円	×
			115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円	×
120万円超125万円以下			11万円	8万円	4万円	×		
125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円	×			
130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円	×			
<p>※配偶者が扶養に該当しない場合は非課税判定の人数に含まないほか、障がい者であっても(特別)障害者控除の対象とはなりません。</p> <p>※所得金額調整控除(P.9)の適用がある場合には、上記表のかつ書きについて、その金額に15万円を加算します。</p>								
11 ☆	扶養控除	<p>扶養親族の合計所得金額が48万以下の場合</p> <p>① 一般(H20.1.1以前生まれで次の②~④以外)の扶養親族の場合…33万円</p> <p>② 特定扶養親族(H13.1.2~H17.1.1生まれ)の場合…45万円</p> <p>③ 老人扶養親族(S29.1.1以前生まれ)の場合…38万円</p> <p>④ 同居老親等扶養親族の場合…45万円</p> <p>※16歳未満(H20.1.2以後生まれ)は扶養控除の適用にはなりませんが、非課税の算定に必要な扶養人数には含めます(P.4参照)。</p>						
12 ☆	基礎控除	本人の合計所得金額		控除額				
		2,400万円以下		43万円				
		2,400万円超2,450万円以下		29万円				
		2,450万円超2,500万円以下		15万円				
		2,500万円超		適用なし				

※前頁の7~11の控除については、令和5年12月31日現在の状況によって判定します。ただし、親族等が前年中に死亡しているときは、その死亡時の現況によって判定します。

※前頁の1~12までの★と☆がついている控除は「市民税・道民税」と「所得税」での控除額が異なります。☆がついている控除はまとめて人的控除といい、「市民税・道民税」と「所得税」の人的控除額の差(P.15)を税額控除のうちの調整控除(P.16)の算定に使用します。

控除額が異なる理由については、それぞれの課税の考え方が違うためであり、「市民税・道民税」は地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格を有する税であることから、所得税の控除と同様の体系としながら、その控除額は所得税よりも低く設定されております。

「市民税・道民税」と「所得税」の人的控除額の差一覧表

控除の種類	控除の分類		市道民税 控除額	所得税 控除額	控除額の 差
障害者控除	普通障害者		26万円	27万円	1万円
	特別障害者		30万円	40万円	10万円
	同居特別障害者		53万円	75万円	22万円
寡婦控除			26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	母		30万円	35万円	5万円
	父		30万円	35万円	1万円
勤労学生控除			26万円	27万円	1万円
配偶者控除	納税義務者の合計所得				
	一般配偶者	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	老人配偶者	900万円以下	38万円	48万円	10万円
		900万円超950万円以下	26万円	32万円	6万円
950万円超1,000万円以下		13万円	16万円	3万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得			
	48万円超 50万円未満	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	50万円以上 55万円未満	900万円以下	33万円	38万円	3万円
		900万円超950万円以下	22万円	26万円	2万円
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	1万円
55万円以上	配偶者の合計所得金額が55万円以上の場合は調整控除の対象とはなりません。				
扶養控除	一般扶養		33万円	38万円	5万円
	特定扶養		45万円	63万円	18万円
	老人扶養		38万円	48万円	10万円
	同居老親等扶養		45万円	58万円	13万円
基礎控除	納税義務者の合計所得				
	2,400万円以下		43万円	48万円	5万円
	2,400万円超2,450万円以下		29万円	32万円	
	2,450万円超2,500万円以下		15万円	16万円	
	2,500万円超		適用無し		

カ 税額控除

税額控除とは、課税所得金額に税率を乗じて求めた税額から一定の金額を差し引くものです。

控除の種類		控除の内容																																					
1	調整控除 (所得税との人的控除額の差)	<p>市民税・道民税と所得税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する控除であり、次の計算により求めた金額を控除します。 調整控除は合計所得金額が2,500万円以下の方のみ該当されます。</p> <p>①合計課税所得金額*が200万円以下の場合、アまたはイのいずれか少ない金額の5%（市民税3%、道民税2%）</p> <p>ア 人的控除額の差の合計額（P.15参照） イ 合計課税所得金額*</p> <p>②合計課税所得金額*が200万円を超える場合、ウからエを控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の5%(市民税3%、道民税2%)</p> <p>ウ 人的控除額の差の合計額（P.15参照） エ 合計課税所得金額*から200万円を控除した額</p> <p>※合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税所得金額は含まれません。</p>																																					
2	調整額 (市民税・道民税の所得割非課税措置)	<p>所得割額の非課税措置（P.4参照）に伴い、非課税基準の金額を若干上回る所得の方に対して、その所得から市民税・道民税所得割額の算出税額を引いた後の所得金額が非課税基準の金額を下回ることはないよう税額を減額する調整措置があります。計算式は次のとおりです。</p> <p>① 35万円 × (税法上の扶養人数 + 1) + 10万円 + 32万円 ② (総所得金額等 - 算出所得割額)</p> <p>上記①から②を差し引いた金額が調整額になります。 ※税法上の扶養者がいない場合は①は35万円になります。 ※調整額が0やマイナスとなった場合には該当しません。</p>																																					
3	配当控除	<p>株式の配当等の配当所得があるときは、その金額に下記表の率を乗じた額を控除します。 ただし、分離課税を選択した場合は適用されません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">課税所得金額</th> <th colspan="2">1,000万円以下の部分</th> <th colspan="2">1,000万円超の部分</th> </tr> <tr> <th>市民税</th> <th>道民税</th> <th>市民税</th> <th>道民税</th> <th>市民税</th> <th>道民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">利益の配当等</td> <td>1.6%</td> <td>1.2%</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">証券 投資 信託 等</td> <td>外貨建等証券 投資信託以外</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>外貨建等証券 投資信託</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.2%</td> <td>0.15%</td> <td>0.2%</td> <td>0.15%</td> </tr> </tbody> </table>	種類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分		市民税	道民税	市民税	道民税	市民税	道民税	利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	証券 投資 信託 等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	0.2%	0.15%
種類		課税所得金額			1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分																																
		市民税	道民税	市民税	道民税	市民税	道民税																																
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%																																
証券 投資 信託 等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%																																
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	0.2%	0.15%																																
4	配当割額控除 または 株式等譲渡所得割額控除	<p>一定の上場株式等の配当等の所得または源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対しては、道府県民税株式配当割として、他の所得と区分して5%（市民税3%、道民税2%）の税率による分離課税が行われます。 すでに源泉徴収をされているため、申告をしなくてもよいことになっていますが、申告した場合は市・道民税の所得割として課税され、市・道民税の所得割額から控除されます。</p>																																					

控除の種類		控除の内容																																				
5	住宅借入金等特別税額控除 (住民税での住宅ローン控除)	<p>原則、次の①と②のいずれか少ない金額を所得割額から控除します (控除割合は、市民税3/5、道民税2/5)。</p> <p>①前年分の所得税での住宅借入金等特別控除額(可能額)のうち所得税で控除しきれなかった額 ②以下の方法により算出した額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>居住時期</th> <th>算出方法</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>平成21年1月～ 平成26年3月</td> <td>所得税の課税総所得金額等^{※1} ×5% (最高9.75万円)</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>平成26年4月～ 令和元年9月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 ×7% (最高13.65万円)^{※2}</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>令和元年10月～ 令和2年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 ×7% (最高13.65万円)^{※3}</td> <td>13年</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>令和3年1月～ 令和4年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 ×7% (最高13.65万円)^{※3 ※4}</td> <td>13年</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>令和4年1月～ 令和7年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高9.75万円)^{※5}</td> <td>※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 課税総所得金額等とは、所得控除後の課税所得金額、課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税所得金額は含みません。 ※2 この金額は、住宅に適用される消費税率が8%または10%である場合の金額です。それ以外の場合は、①の算出方法と同じです。 ※3 この金額は、消費税率が10%で購入した方の金額です。それ以外の場合は、①の算出方法と同じです。 ※4 注文住宅は令和2年10月～令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月～令和3年11月末までに契約を締結している必要があります。それ以外の場合は、①の算出方法と同じです。 ※5 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅に関しては、一定の省エネ基準に適合しているものに限りです。 ※6 下表のとおり、住宅の種類によって控除期間が異なります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の種類</th> <th>令和4～5年入居</th> <th>令和6～7年入居</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定の省エネ基準を満たす新築住宅等</td> <td colspan="2">13年</td> </tr> <tr> <td>その他の新築住宅等</td> <td>13年</td> <td>10年^{※7}</td> </tr> <tr> <td>既存住宅</td> <td colspan="2">10年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※7 令和5年末までに新築の建築確認を受けた住宅に令和6～7年に入居する場合を指します。</p>		居住時期	算出方法	控除期間	①	平成21年1月～ 平成26年3月	所得税の課税総所得金額等 ^{※1} ×5% (最高9.75万円)	10年	②	平成26年4月～ 令和元年9月	所得税の課税総所得金額等 ×7% (最高13.65万円) ^{※2}	10年	③	令和元年10月～ 令和2年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7% (最高13.65万円) ^{※3}	13年	④	令和3年1月～ 令和4年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7% (最高13.65万円) ^{※3 ※4}	13年	⑤	令和4年1月～ 令和7年12月	所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高9.75万円) ^{※5}	※6	住宅の種類	令和4～5年入居	令和6～7年入居	一定の省エネ基準を満たす新築住宅等	13年		その他の新築住宅等	13年	10年 ^{※7}	既存住宅	10年	
			居住時期	算出方法	控除期間																																	
①	平成21年1月～ 平成26年3月	所得税の課税総所得金額等 ^{※1} ×5% (最高9.75万円)	10年																																			
②	平成26年4月～ 令和元年9月	所得税の課税総所得金額等 ×7% (最高13.65万円) ^{※2}	10年																																			
③	令和元年10月～ 令和2年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7% (最高13.65万円) ^{※3}	13年																																			
④	令和3年1月～ 令和4年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7% (最高13.65万円) ^{※3 ※4}	13年																																			
⑤	令和4年1月～ 令和7年12月	所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高9.75万円) ^{※5}	※6																																			
住宅の種類	令和4～5年入居	令和6～7年入居																																				
一定の省エネ基準を満たす新築住宅等	13年																																					
その他の新築住宅等	13年	10年 ^{※7}																																				
既存住宅	10年																																					

控除の種類		控除の内容																							
6	寄附金税額控除	<p>次の①と②の合計額を控除します。</p> <p>①基本控除額</p> <table border="1"> <tr> <td>算出方法</td> <td>(控除対象寄附金の合計額[※]－2,000円) × 10%</td> </tr> </table> <p>※総所得金額等の30%が上限</p> <p>②特例控除額</p> <p>都道府県・市区町村への寄附金（ふるさと納税）が2,000円を超える場合。市民税 3/5、道民税 2/5で、それぞれの所得割額の20%が特例控除の上限となっています。</p> <table border="1"> <tr> <td>算出方法</td> <td>(都道府県・市区町村への寄附金－2,000円) × (90%－寄附者に適用される所得税率^{※1})</td> </tr> </table> <p>※1 90%－寄附者に適用される所得税率表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額^{※2}から人的控除差^{※3}の合計額を控除した金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上 195万円以下</td> <td>84.895%</td> </tr> <tr> <td>195万円超 330万円以下</td> <td>79.790%</td> </tr> <tr> <td>330万円超 695万円以下</td> <td>69.580%</td> </tr> <tr> <td>695万円超 900万円以下</td> <td>66.517%</td> </tr> <tr> <td>900万円超 1,800万円以下</td> <td>56.307%</td> </tr> <tr> <td>1,800万円超 4,000万円以下</td> <td>49.160%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>44.055%</td> </tr> <tr> <td>0円未満（課税山林所得及び課税退職所得を有しない場合）</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 P.17 5の住宅借入金等特別税額控除内の※1参照 ※3 P.15参照 ※令和元年6月1日以後、総務大臣より指定された自治体以外の自治体にされた寄附金は、特例控除の対象となりませんのでご注意ください。</p>		算出方法	(控除対象寄附金の合計額 [※] －2,000円) × 10%	算出方法	(都道府県・市区町村への寄附金－2,000円) × (90%－寄附者に適用される所得税率 ^{※1})	課税総所得金額 ^{※2} から人的控除差 ^{※3} の合計額を控除した金額	割合	0円以上 195万円以下	84.895%	195万円超 330万円以下	79.790%	330万円超 695万円以下	69.580%	695万円超 900万円以下	66.517%	900万円超 1,800万円以下	56.307%	1,800万円超 4,000万円以下	49.160%	4,000万円超	44.055%	0円未満（課税山林所得及び課税退職所得を有しない場合）	90%
		算出方法	(控除対象寄附金の合計額 [※] －2,000円) × 10%																						
算出方法	(都道府県・市区町村への寄附金－2,000円) × (90%－寄附者に適用される所得税率 ^{※1})																								
課税総所得金額 ^{※2} から人的控除差 ^{※3} の合計額を控除した金額	割合																								
0円以上 195万円以下	84.895%																								
195万円超 330万円以下	79.790%																								
330万円超 695万円以下	69.580%																								
695万円超 900万円以下	66.517%																								
900万円超 1,800万円以下	56.307%																								
1,800万円超 4,000万円以下	49.160%																								
4,000万円超	44.055%																								
0円未満（課税山林所得及び課税退職所得を有しない場合）	90%																								
7	外国税額控除	<p>外国で得た所得について、その国の所得税等を納めている時は、一定の方法により、その外国税額が税額から差し引かれます。</p>																							

●ふるさと納税ワンストップ特例について

ふるさと納税による寄附金控除を受けるためには、本来、確定申告または市民税申告を行う必要があります。しかし、その申告の手続きを省略し、寄附先の自治体に簡易的な申請書類（特例の適用に関する申請書）を送付することで、個人市民税に寄附金税額控除を適用できる仕組みとして、ワンストップ納税特例制度が設けられています。

《ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用するためには》

- ・確定申告または市民税申告を行わない
- ・ふるさと納税先の自治体数が5団体以内
- ・各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出すること

※特例の適用申請後に転居により住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体へ変更届出書を提出してください。

なお、医療費控除や住宅借入金等特別控除などのために確定申告または市民税申告を行う場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することができませんので、ふるさと納税の金額を寄附金税額控除の計算に含めて一緒に申告を行う必要があります。

キ 課税の特例について

(ア) 総合課税と分離課税

個人市民税の課税方法は、基本的には各種の所得金額を合計して税額計算をする「総合課税」制度が用いられていますが、他の所得と区分して「分離課税」の方法により課税する特例も設けられています。

総合課税…不動産所得、事業所得、給与所得、一時所得、雑所得、土地・建物・株式以外の譲渡所得
分離課税…利子所得、退職所得、山林所得、土地・建物の譲渡所得、株式の譲渡所得、先物取引の雑所得

※分離課税は、利子所得や退職所得のように、受けとった段階ですでに天引きで課税されている「源泉分離課税」と土地・建物の譲渡のように申告しなければいけない「申告分離課税」に分けられます。

(イ) 源泉分離課税について

●利子所得の分離課税

利子所得等に対しては、道府県民税利子割として、利子等支払い払の際、他の所得と区分して5%（市民税3%、道民税2%）の税率によって求められます。この場合の徴収（特別徴収といいます）は、利子所得等支払いをする金融機関等が行います。

●退職所得の分離課税

退職所得にかかる個人市民税の所得割額は、所得税と同様に退職手当等が支払われる際に差し引かれます。所得割額は次の計算過程によって求められます。

①退職所得控除額の計算

- ・勤続年数が20年以下の場合：40万円×勤続年数 ※最低80万円
- ・勤続年数が20年を超える場合：800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※障がい者になったことにより退職した場合、控除額に100万円が加算されます。

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は、これを切り上げます。

②退職所得の計算（1,000円未満切り捨て）

$$\text{（退職手当等 - 退職所得控除額）} \times 1/2$$

※退職手当等が特定役員退職手当等^{*1}である場合、2分の1措置の適用はありません。

※短期退職手当等^{*2}である場合で退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える部分については2分の1措置の適用はありません。300万円を超える場合は、次の計算式を使用します。

$$150 \text{ 万円} + \text{（短期退職手当等 - （300 万円 + 退職所得控除額））}$$

※1 特定役員退職手当等：役員等で勤続年数5年以下である方が支払を受ける退職手当

※2 短期退職手当等：勤続年数5年以下の方が支払を受ける退職手当で特定役員退職手当等ではないもの

③個人市民税の所得割額の計算

②で計算した課税退職所得金額に、市民税及び道民税の各税率を乗じます。

- ・市民税：課税退職所得の金額 × 6%（100円未満の端数切捨て）
- ・道民税：課税退職所得の金額 × 4%（100円未満の端数切捨て）

(ウ) 申告分離課税について

●山林所得の分離課税

山林所得金額にかかる個人市民税の所得割額は、他の所得と区分して市民税6%・道民税4%の税率による一律分離課税を行います。

●土地・建物を譲渡したときの分離課税

土地や建物を譲渡した場合の所得は、他の所得と分離して、次の計算式によって税額の計算が行われます。

- ・収入金額 - (取得費 + 譲渡経費) - 特別控除 = 譲渡所得金額
- ・譲渡所得金額 × 税率 = 譲渡所得の所得割額

区 分		税率（市民税）	税率（道民税）	
短期譲渡 所得金額	国または地方公共団体等に対する譲渡	3.0%	2.0%	
	上記以外の譲渡	5.4%	3.6%	
長期譲渡 所得金額	一般	一律	3.0%	2.0%
	優良住宅地 (令和2年度まで)	2千万円以下	2.4%	1.6%
		2千万円超	3.0%	2.0%
	居住用財産（所有 期間10年超）	6千万円以下	2.4%	1.6%
6千万円超		3.0%	2.0%	

※土地や建物の所有期間が、譲渡した年の1月1日現在で5年を超えるものは長期譲渡、5年以下のものは短期譲渡となります。

●株式等に係る譲渡所得の分離課税

株式の譲渡所得については、他の所得と分離して次の税率で課税されます。

区 分	税率（市民税）	税率（道民税）
株式等に係る譲渡所得等	3.0%	2.0%

●先物取引に係る雑所得等の所得の分離課税

先物取引による所得については、他の所得と分離して次の税率で課税されます。

区 分	税率（市民税）	税率（道民税）
先物取引に係る雑所得等	3.0%	2.0%

年の中途での退職等により給与支払いを受けなくなったときは、次のような場合を除き、その翌月以降の残った税額を普通徴収の方法で納めていただきます。

- ・新たな就職先で引き続き特別徴収されることを、給与支払者を通じて申し出た場合
- ・6月1日から12月31日までの間に退職した人で、残った税額を退職金や給与等から一括して特別徴収されることを申し出た場合
- ・翌年1月1日から4月30日までの間に退職した場合（この場合、本人の申し出がなくても残った税額は原則一括徴収されます。）

(ウ) 公的年金からの特別徴収

4月1日時点で満65歳以上の方の公的年金に係る税額は、公的年金の支払者が納税義務者に代わり、年6回の年金から個人住民税を差し引き、翌月10日までに納入していただく方法です。

仮徴収 令和6年4月、6月、8月には、前年度の年税額の半分の額を3回に分けた額を引き落としします。

本徴収 令和6年10月、12月、令和7年2月には、今年度の年税額から仮徴収額を差し引いた残りの額を3回に分けて引き落としします。

●前年度より継続して公的年金からの特別徴収となっている場合

税 額	特 別 徴 収					
	仮 徴 収			本 徴 収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	$(\text{前年度の年税額} \times 1/2) \div 3$			$(\text{年税額} - \text{仮徴収税額}) \div 3$		

●前年度より継続して公的年金からの特別徴収となっていない場合（はじめて特別徴収の対象になる場合など）は、第2期まで普通徴収で納めていただき、10月から年金引き落としとなります。

税 額	普 通 徴 収		特 別 徴 収		
			本 徴 収		
	第1期	第2期	10月	12月	2月
	$(\text{年税額} \times 1/2) \div 2$		$(\text{年税額} \times 1/2) \div 3$		

●年金特別徴収が停止する要件・時期

公的年金からの特別徴収は、年度の途中で市外へ転出した場合や税額の変更等があった場合は停止になることがあります。

停止になった場合、その翌年度は前年度の年税額に基づく仮徴収が行えなくなるため、再び普通徴収と年金からの特別徴収で個人市民税を納めていただくこととなります。

停止要件	停止時期
石狩市以外の市町村へ転出した場合 ア 1月1日から3月31日の間に転出 イ 4月1日から12月31日までの間に転出	ア その年の本徴収が停止 イ 翌年度分の仮徴収が停止
年度途中で公的年金所得に係る税額が変更になった場合	翌年度分の仮徴収が停止
年金の支給が停止した場合	停止要件に該当したとき
年金保険者が特別徴収の対象外とした場合	

ケ 申告

個人市民税は、市が税額を計算し、これを納税者に通知して納税していただくしくみになっていますが、市が適正な課税を行うために、原則として市民税の申告書を全ての納税者が1月1日現在における住所地の市町村に提出していただくことになっています。

自営業や不動産収入等がある方は市役所で受付をすることはできませんので、札幌北税務署にて決められた時期に申告をしていただくことになっています。所得税の確定申告をされた方は税務署より市役所へ申告情報が送られてくるため、あらためて市民税の申告をしていただく必要はありません。

また、収入がなくても原則として市民税の申告は必要です。申告がない場合は、適正な課税が行われない可能性や、国民健康保険等で不利益を被ることがあります。

※申告の時期については毎年、広報いしかり1月号に掲載しています。

※申告で次の所得控除を適用するためには証拠書類の提出・提示が必要です。

医療費控除	従来の医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の明細書（医療費の合計金額の計算表） 医療費通知の原本（明細に記載した場合のみ必要） ※令和3年度分の申告以降、医療費の領収書の添付はできません。領収書は申告から5年間ご自宅等で保管してください。
	セルフメディケーション税制（医療費特例控除）	<ul style="list-style-type: none"> 一定の取組[*]を行った際の領収書または結果通知表 セルフメディケーション税制の明細書（合計金額の計算表） ※特定健康診査・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診のうち、2つの提出が必要です。
社会保険料控除		<ul style="list-style-type: none"> 国民年金控除証明書 国民健康保険税・介護保険料・その他社会保険料（任意継続の健康保険等）の領収書
生命保険料控除		<ul style="list-style-type: none"> 生命保険会社等から発行される控除証明書
地震保険料控除		<ul style="list-style-type: none"> 損害保険会社等から発行される控除証明書
障害者控除		<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者や扶養対象となる親族の次の手帳等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除認定書）
勤労学生控除		<ul style="list-style-type: none"> 学生証 在学証明書等

コ 個人市民税の減免申請について

市が定めた条例により、個人市民税が減免される場合があります。減免の条件等に関しては、P.61も併せてご覧ください。

詳しくは税務課市民税担当（TEL：0133-72-3119）までお問い合わせください。